

アジア諸国と人権 (その五)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

先の四回は、アジア地域の人権問題を考える最初の事例として「台湾」を取り上げましたが、今回は中国本土について考えてみましょう。中国の人口は一人子政策が採られてきたとはいえ十三億を超え、いまや地球上の五人に一人は中国人であり、これに海外在住者を加えると漢民族系の人類に占める比率はきわめて高いこととなります。その分、かれらの人権問題は人類にとって大きな意味を持っているのです。

実は昨年十二月末にわが世界人権問題研究センターが同志社大学ヒューマン・セキュリティ研究センターと協

力を挙げる一方、かつての小作人的な地位に追い込まれる農民の数が増え、かれらは低賃金と労働強化を強いられています。また、中国の伝統的な小役人の腐敗の結果、多くの農民は高い税金に苦しんでいます。そうしたなか家族を養うため、やむなく土地を捨て都会へ出て、中国経済躍進の象徴とされる工業の労働者となった農民の数は決して少なくありません。しかし都会の労働力の需要と供給のバランスが労働者にとって不利となり、工業労働者の低賃金問題を引き起こしています。これは丁度、明治以来の近代化過程における日本の状況と似通っていますが、農民の生活がきわめて苦しいことに変わりはありません。日本のマスコミがなぜもつと早くから中国農民の悲惨な状況や地方における暴動の実態を伝ええないのか不思議ですが、中国農民の社会的地位は文字通り低いのが現実です。

中国は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」いわゆる社会権規約の当事国となっています。

力して「国際シンポジウム」を開きました。その際、私の旧友である北京大学法学部の教授に「中国農民の人権に関する法と現実」という表題で問題を提起してもらいました。かれによれば、中国農民の人権は法的にも現実にも、都市の住民と比べて差別を受けているそうです。まず法的には、国会に当たる全国人民代表会議に選出される議員の数が、農村の場合、都市に比べて不利になっています。もつとも日本でも、逆に農村に比べて都市が不利になっていますから、あまり偉そうなことはないえませんが、日本の場合は、国会の現議員が自分たちの利益のために、一人の票の重さを同じにする努力を怠っているわけであって、制度として都市の不利な状況が固定されているわけではありません。しかし、中国の場合には、これがかなりの期間固定されているので、制度として改善される必要があるわけです。

つぎに現実問題として、いわゆる経済の自由化が進められた結果、農村でも土地に対する権利がかなりの程度自由になり、経営能力に優れた者が大規模農法で大きなだが、私が関係してきた「市民的及び政治的権利に関する国際規約」いわゆる自由権規約は署名したままで、未だに批准していません。共産党一党独裁制のままでは、自由権規約が理想とする複数政党のもとで自由選挙による国民の選択を保障しがたいため、自由権規約の当事国とならないことは理解できないわけではありません。しかし、農民が都市の住民と比べて法的にも現実にも差別されている現状は、社会権規約の定める「法の前の平等」にも違反しているのではないのでしょうか。

高名な中国の政治家、故周恩来はかつて中国辺境の農村を訪れた際、そのあまりの貧しさに涙を禁じえなかったといわれています。そのかれが亡くなって以後かなりの年月を経たというのに、農村と都市の違いは依然として残っているようです。人類の五分の一を占める中国人の七割に上る農民の人権について、われわれ日本人はなによりも正確な知識を得る努力を重ねるべきでしょう。